

みやき町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年9月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間データ

区分	公務員				民間			参考 A / B
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
みやき町	45.8歳	27人	264,996円	274,515円				
給食調理員	46.0歳	21人	259,086円	264,476円	調理士	42.9歳	223,600円	1.18
用務員	47.4歳	4人	279,950円	301,950円	用務員	53.9歳	227,200円	1.33
労務作業員	41.4歳	2人	297,150円	325,050円	廃棄物作業員	43.3歳	299,800円	1.08

- 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当等の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、平成19年4月分として支給すべきものであり、年間の平均支給額ではありません。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～18年の3カ年平均)
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等については、全ての点において一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区分	27歳未満	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
みやき町	1人		5人	3人	1人	3人	5人	1人	5人		24人
給食調理員	1人		4人	2人		2人	5人	1人	5人		20人
その他			1人	1人	1人	1人					4人

- 1 平成20年4月1日現在における年齢構成です。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職員給料表(国家公務員の行政職給料表(二)に同じ)を適用しています。

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ該当者に支給します。

ウ 昇給基準

毎年1月1日を昇給日とし、職員の勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える職員は2号給)を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

「みやき町行政改革大綱(平成18年3月策定)」及び「みやき町行政改革集中改革プラン(平成

18年3月策定)」において平成17年度から5年間は新規の職員採用を見送ることとしており、平成17年3月1日の3町合併以降技能労務職員についても新規の職員採用は行っていません。

給与については、今後も国、県、及び他団体及び民間の同種の職種の給与水準との均衡を保つようにします。

3 具体的な取組内容

技能労務職員の給料表は、当面は国家公務員の行政職給料表(二)を適用し、国の改定に準じて改正を行います。手当等を含めた給与については、国、県、他団体及び民間の同種の職種の給与水準を考慮して適正化に努めます。(また昇給・昇格については、職務給の徹底に努めます。)

4 その他

技能労務職員の殆どが施設職員であるため、今後も「行政改革大綱」及び「行政改革集中改革プラン」に基づき、施設の民営化、業務の民間委託の検討を進めることから、新規職員の採用は22年度まで見送ることとし、臨時職員で対応することとします。